特定非営利活動法人チャーム
定款

第１章　総則

（名称）

第１条 この法人は特定非営利活動法人チャームという。

２．この法人の英語名称はCHARM(Center for Health and Rights of Migrants)とする。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市北区菅栄町10番19号に置く。

（目的）

第３条　この法人は、地域住民に対して健康維持、病気の予防、早期発見、早期対処に関する情報提供と適切な医療専門機関への紹介、検査・相談、医療以外の問題についても、解決のためのサポートを行う。また、感染症に対する偏見や差別を解消し、正しい理解を求める活動を行う。以上をもって、住民の感染症理解と予防とに寄与することを目的とする。

（活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達するため、特定非営利活動促進法第２条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第11条第１項の規定に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に定める、対象者の中で特に在日・滞日外国人等社会的脆弱性の高い人々を中心に、近畿一円の住民に対し、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

①外国人コミュニティー開発事業

②健康相談、紹介、通訳同行事業

③HIV等に関する相談、検査、紹介

④感染症に対する偏見や差別を解消し正しい理解を伝えるための教育活動

⑤生活自立支援のための各種活動

⑥外国人の医療状況に関する各種調査事業

⑦団体の目的に関する研修事業

⑧その他第３条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（種別）

第６条　この法人の会員は次の２種類とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする。

①　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

②　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第７条　正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが，入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）
第９条　会員は、退会の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
①死亡したとき。団体にあっては解散したとき。
②会員が正当な理由なく会費を２年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。
③除名されたとき。

（除名）
第１０条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において３分の２以上の議決に基づき除名することができる。
①この定款又は規則に違反したとき。
②本会の事業活動で取得した情報について守秘義務を守らなかったとき。
③この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出品の不返還）
第１１条　会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

（役員の種類及び定数）
第１２条　この法人に次の役員を置く。
①理事３人以上８人以内
②監事１人以上２人以内
２　理事のうち２人を理事長とする。

（役員の選任）
第１３条　理事は、総会において正会員の中から選任する。
２　理事長は理事の中から、その互選により定める。
３　監事は総会において選任する。
４　監事は、理事及びこの法人の職員を兼任することができない。
５　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（職務）
第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
２　理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
３　理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。
①理事の業務執行の状況を監査すること。
②この法人の財産の状況を監査すること。
③前２号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
④前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集をもとめること。

（任期）
第１５条　役員の任期は２年とする。ただし再任は妨げない。
2　前項の規定に関わらず、任期満了前に就任後２事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選出された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、又任期満了後後任の役員が選出されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１７条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により解任することができる。
①心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）
第１８条　役員は、無報酬とする。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を、その実費の範囲内で弁償することができる。
3　前項に規定する費用の弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　総会

（種別）
第１９条この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（構成）
第２０条　総会は正会員をもって構成する。
2　正会員の表決権は平等なものとする。
3　賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

（権能）
第２１条　総会は、以下の事項について議決する。
①定款の変更
②解散
③合併
④事業報告及び活動決算
⑤役員の選任又は解任、職務及び報酬
⑥長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
⑦その他運営に関する重要事項

（開催）
第２２条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
①理事会が必要と認めたとき。
②正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
③監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

（招集）
第２３条　総会は、理事長が招集する。ただし前条第２項第３号の規定による場合は監事が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１・２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を開かなければならない。
3　総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、

すくなくとも７日前までに会員に対して通知しなければならない。

（議長）

第２４条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２５条　総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議決事項はこの定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（書面表決等）

第２７条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第２８条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

①日時及び場所
②正会員の現在数
③出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
④審議事項及び議決事項
⑤議事の経過の概要及びその結果
⑥議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録にはその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人２人以上が、議長とともに署名押印又は記名押印しなければならない。

第5章　理事会

（構成）

第２９条　理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第３０条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①総会に付議するべき事項
②総会の議決した事項の執行に関する事項
③その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３１条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

①　理事長が必要と認めたとき。
②　理事総数の２分の１以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
③　第 14 条第４項第５号の規定により監事から開催の請求があったとき

（招集）

第３２条　理事会は理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び３号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３３条　理事会の議長は理事長があたる。

（議決等）

第３４条　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

（表決権等）

第３５条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３６条　理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

①　日時及び場所

②　理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

③　審議事項及び議決事項

④　議事の経過の概要及びその結果

⑤　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録にはその会議において選任された議事録署名人２人以上が、議長とともに署名押印又は記名押印しなければならない。

第6章　資産、会計及び事業計画

（資産）

第３７条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

①財産目録に記載された財産

②入会金及び会費

③寄付金品

④財産から生じる収益

⑤事業に伴う収益

⑥その他の収益

（資産の管理）

第３８条　資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第３９条　この法人の経費は資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第４０条　この法人の事業計画及び予算は、理事会において承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第４１条　前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第４２条　理事長は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（長期借入金）
第４３条　この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）
第４４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第7章 事務局

（設置）
第４５条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３　事務局の職員は理事長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

（書類及び帳簿の備え置き）
第４６条　事務所には、特定非営利活動促進法第２８条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
①会員名簿及び会員の異動に関する書類
②収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）
第４７条　この定款の変更は、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経なければならない。

（解散）
第４８条　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
①総会の決議
②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
③正会員の欠亡
④合併
⑤破産手続き開始の決定
⑥所轄庁による設立の認証の取り消し
２　総会の決議により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

（残余財産の処分）
第４９条 解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第３項の要件を満たす法人のうち、総会における３分の２以上の議決を経て帰属先を決定するものとする。

第9章　雑則

（公告の方法）
第５０条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（委任）
第５１条　この定款の施行について必要な事項は定款で定めるもののほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立時の会費は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
①　正会員　　会費年額　　3,000 円
②　学生会員　会費年額　　2,000 円
③　賛助会員　会費年額　　5,000 円

3　この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、2002 年 6 月 30 日までとする。

①理事長　藤山佳秀
②副理事長　武田丈
③理事　後藤哲志
岳中美江
菊池恵美子
榎本てる子
HERRERA･LOURDES･ROSARIO
④監事　有田恵子

4　この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第３８条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立初年度の事業年度は、第４２条の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。

附則
この定款は、平成 15 年 3 月 11 日から施行する。

附則
この定款は、平成 18 年 6 月 28 日から施行する。

附則
この定款は、平成 19 年 12 月 5 日から施行する。

附則
この定款は、平成 21 年 9 月 8 日から施行する。

附則
この定款は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。

附則
この定款は、令和 2 年 1 月 20 日から施行する。

附則
この定款は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。